

令和6年度第3回朝霞市障害者プラン推進委員会

次 第

日 時 令和7年1月27日（月）

午前2時から

会 場 朝霞市役所 401会議室

1 開 会

2 議 題

（1）第6次障害者プラン等の進行管理について

（2）次年度スケジュールについて

（3）朝霞市日本手話言語条例について

（4）その他

3 閉 会

令和5年度委員会コメントに対する取り組み
第5次朝霞市障害者プラン

資料1

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
1	障害者団体については助成金が継続されていることに対して評価できる一方、団体の高齢化などがあり現状維持でよいのか改めての検討が必要と感じる。	障害福祉課	障害者団体につきましては、補助金を継続するとともに、運営の相談など、支援に努めてまいります。
1	合理的配慮については、具体的なエビデンスに基づく支援策が必要です。	障害福祉課	合理的配慮の提供についての相談があった際は、必要に応じて相談者と事業者等にそれぞれお話を伺い、具体的な内容を確認して対応しております。
1	虐待については未然に防ぐためにも現状の課だけでなく、健康づくり課、保育課も介入し、親に対し養育力をつける取り組みや全庁的な体制整備を望む。	こども未来課	健康づくり課・保育課も構成機関となっている要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うことの他にも、児童虐待防止に関する広報・啓発活動や、調整機関であるこども未来課が主催する研修等への参加、また、市民向けのセミナー等も開催しております。今後におきましても、これらの活動を継続し、関係機関全体のスキルアップや、セミナー等の開催を通じ、子育てに悩む方への支援等を行ってまいります。
1	高次脳機能障害等について障害の理解促進施策だけでなく、相談事をうまく話せない人でも一覧表にして相談しやすくするなど窓口での対応についても検討していく必要がある。	障害福祉課	相談しやすい環境をつくるため、ICTの活用等検討を進めてまいります。
2	巡回相談については実施回数が伸びていることは評価できるが、巡回不足との声もあるため、さらなる充実に努めてほしい。	健康づくり課	巡回先が増加し、現状では、実施回数を増やすことは難しい状況にあります。さらなる充実のため、現行の実施方法の見直しも含め、検討してまいります。
2	計画相談の充実については相談員が不足し、セルフプランでの利用が増えているため、相談員の質向上及び増員を行い福祉サービスの適正利用に努めてほしい。	障害福祉課	令和6年度は1名相談員が増員され、事業所からの請求明細を審査し、適正利用を管理しています。
2	研修の内容については身体的なものの体験だけでなく、発達障害に寄り添う研修も加えてほしい。	障害福祉課	職員研修については毎年度見直ししており、令和6年度は発達障害に関する内容で実施しました。

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
3	知的障害者の雇用を行っている自治体へ見学に行き、朝霞市でも雇用をできるようにしてほしい。	職員課	障害者採用に関しては、職員採用試験において身体・知的・精神の区分無く障害者採用枠を設けています。知的障害者の雇用状況につきましては、令和6年9月に所沢市に見学に行くなど、他市等の状況を調査・研究しているところです。
4	保育体制の充実や整備及び促進について研修の参加者が増え、ポイントが伸びたことは評価ができる。今後は民間園の質の向上をどのように計画していくかが課題となる。	保育課	民間保育園の研修につきましては、受講を条件に処遇改善等加算Ⅱを支給しております。また、各種研修の情報を随時民間保育園に提供し、参加を促してまいります。
4	就学相談オリエンテーションについては実施の周知が出来ているのか疑問に思う。今後は児童発達支援サービス利用者への働きかけも積極的に行うべきと考える。	教育指導課	市のホームページ等で周知をしていますが、今後は関係課等を通じてより多くの関係者に周知するよう努めていきます。
4	特別支援教育については、和光特別支援学校の教室、教員不足により安心して過ごせる環境ではないので将来的に市内の学校に通えるような体制を整えてほしい。	教育指導課	就学先の最終的な決定は、就学支援委員会の判断を踏まえ保護者及び本人が行っています。市内小中学校では、より一層多様なニーズに対応できるような教育環境及び体制を整えていきます。
5	駅のエレベーター設置工事が始まったことは評価できる。今後はホームドア設置についても働きかけをしてほしい。	まちづくり推進課	朝霞台駅、北朝霞駅へのホームドアの設置については、これまで東武東上線沿線の7市1町で構成する「東武東上線改善対策協議会」及びJR武蔵野線沿線8市で構成する「武蔵野線旅客輸送改善対策協議会」を通じて、毎年要望を行っています。また、鉄道事業者によりますと、国が創設した「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用し、東武鉄道においては2035年度までに朝霞台駅を含め池袋～川越市間の全駅に整備する計画となっており、JR東日本においては2031年度末頃までに北朝霞駅を含め東京圏在来線の主要駅330駅758番線にホームドアを整備していくことが公表されています。

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
5	災害時の避難先など障害者の緊急避難の手順を周知してほしい。	障害福祉課 危機管理室	<p>避難する際は、1. ヘルプカードや防災カードの記入。2. 備蓄品や非常用持出用品の準備。3. 学校や施設であれば定期的な訓練の実施。4. 家族等の連絡方法や避難所の共有など日頃の準備が重要です。特に水害時はマイ・タイムラインを作成するなど、日頃からこれらを行っておくことで、発災時に落ち着いて避難することができます。</p> <p>避難手順や、避難所の位置や混雑状況をマップ上で確認できる「VACAN(バカン)」の活用など、広く認知していただけるように、イベント等を通じて周知していきます。</p>

令和5年度委員会コメントに対する取り組み
第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
	障害児のサービス利用の増加が見込まれることから、適切な支援内容と量を提供するためにも、セルフプランの率を下げて行くことが必要だと思えます。基幹相談支援センターの設立に期待します。	障害福祉課	令和6年度は1名相談員が増員されました。基幹相談支援センターの設立に向けて準備を進めるとともに相談支援体制の拡充を目指してまいります。
	保育園や幼稚園での障害のある子どもの受け入れ人数が増えているが、量の確保への支援だけでなく、質の向上に向けた支援策の検討が進むことが望まれます。	保育課	公設保育園につきましては計画的に各種研修を受講していき、質の向上に努めてまいります。民間保育園につきましては、研修受講を条件に処遇改善等加算Ⅱを支給しております。また、各種研修の情報を随時民間保育園に提供し、参加を促してまいります。
	安心して生活できる体制を整えると共に、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「共生社会の実現」に向けて支援する側とされる側の双方に経済的メリットがあるような定期イベントの開催など持続と成長ができる施策の検討も始めた方が良い。	障害福祉課	市役所販売会や、出店可能なイベントが開催される場合には案内するなど、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

進行管理シートに関する委員会意見への対応
第6次朝霞市障害者プラン

資料2

掲載ページ	委員会意見	担当課	担当課からの回答	修正の有無
C-57 C-72	デイジーについてカタカナ表記とローマ字表記が混在しているため、統一した方がよい。	障害福祉課 (シティープロモーション課、図書館)	障害者プランにおいては、カタカナ表記に統一致します。	有 (C-72)
C-32	小中学校への巡回相談の実施率を目標値100%にしていますが、これだと実施件数が何件あるのか分からない。パーセンテージではなく、件数での目標に変更できないか。	教育指導課	目標件数を30件(1校2件の15校分)と設定します。	有
C-19	児童の虐待に関して、こども未来課だけでなく、保育課や健康づくり課などが関連した指標作成はできないか。協議会の実施回数ではなく、指標も再度検討していただくことはできないか。	こども未来課 保育課 健康づくり課	要保護児童対策地域協議会は保育課・健康づくり課を含む様々な関係機関が関わり、要保護児童等への適切な支援を図るために設置していますので、児童虐待を総合的に把握する指標として相応しいものと考えています。指標の数値としても、今後も定期的開催を継続していくことが重要と捉えていますので、現行の指標で引き続き検討できればと考えています。	無
C-15	権利擁護の成年後見制度の利用促進に関して、指標の40件という相談件数については、成年後見センターを使った件数というところでの把握なのか、弁護士・司法書士・社会福祉士もしくはそのC-14ページにある権利擁護センターなど、その多岐にわたる相談が個別に行なわれている部分もあろうかと思うが、そこを全体的に包括した数値は反映できないのか。	福祉相談課	指標の件数につきましては、福祉相談課で対応する成年後見の目標相談件数としています。弁護士・司法書士・社会福祉士や、権利擁護センターの相談件数は個別で把握していないため、反映していません。なお、福祉相談課で対応する中で、専門的な助言が必要な場合には、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門相談へ繋ぎ対応する等の連携をとっています。	無

第6次朝霞市障害者プラン 進行管理シート

事業コード	25	部名	学校教育部	課・所・室名	教育指導課	係名	-
掲載内容	基本目標	2 地域生活を充実し、社会参加を支援する					
	基本施策(大柱)	(1)地域生活支援の充実					
	施策(中柱)	①相談支援体制の整備					
	施策内容	⑤発達障害のある子どもの相談の充実					
	事業概要	児童発達支援センターの機能強化により地域における障害児支援の質の向上、インクルージョンの推進を図ります。また、育み支援バーチャルセンター事業として、小児神経科医、臨床心理士などの協力を得て、発達障害のある子どもの専門相談の充実を図るとともに、保育園、幼稚園、小・中学校等への巡回相談を実施するなど、関係機関との連携を強化して、支援を充実します。さらに、子ども相談室において「発達に関する相談」を実施します。子どもの実態を踏まえながら必要に応じて発達検査も実施し、相談体制の充実を図ります。					

1 事業内容・成果・進捗状況等

事業内容	・ 児童生徒の学校での状況から学校に希望をとり、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。						
指標名	年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小中学校への巡回相談実施件数(件)	目標値	30	30	30	30	30	30
	実績値						
令和6年度の取り組み・進捗状況及び自己評価							
		A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。 B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている。 C 目標・計画どおりに成果があがっている。 D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。 E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。					

2 課題・今後の取り組み方針

課題	
今後の取り組み方針	

第6次朝霞市障害者プラン 進行管理シート

事業コード	55	部名	生涯学習部	課・所・室名	図書館	係名	図書館サービス係
掲載内容	基本目標	2 地域生活を充実し、社会参加を支援する					
	基本施策(大柱)	(4)社会参加の支援					
	施策(中柱)	②スポーツ、芸術・文化活動の充実					
	施策内容	③読書環境の整備					
	事業概要	図書館では、障害のある人に対応したサービスを行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。また、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(通称「読書バリアフリー法」)に基づき、障害のある人の読書環境の整備に向けた、サービスの充実に努めます。					

1 事業内容・成果・進捗状況等

事業内容	障害の有無に関わらず文字・活字文化の恩恵を受けられるよう拡大読書器やデジタイザ再生機の設置、貸出・郵送サービス、対面朗読サービス等の提供、大活字本、点字図書、LLブックを収集する他、誰でもが利用することができる電子図書(音声読み上げ機能付きコンテンツ)の充実に努める。						
指標名	年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
電子図書(音声読み上げ機能機能付き)コンテンツ数(点)	目標値	1,670	1,682	1,694	1,706	1,718	1,730
	実績値						
令和6年度の取り組み・進捗状況及び自己評価							
		A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。 B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている。 C 目標・計画どおりに成果があがっている。 D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。 E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。					

2 課題・今後の取り組み方針

課題	
今後の取り組み方針	

令和7年度スケジュール（案）

資料4

時期	障害者プラン推進委員会	主な議題（予定）	その他関連会議（予定）
4月			
5月	●第1回障害者プラン推進委員会	第6次障害者プラン等の進行管理について 第8期障害福祉計画等の策定準備について 今年度のスケジュールについて	●障害者自立支援協議会（本会議）
6月			
7月			●障害者自立支援協議会 （第1回地域生活支援拠点部会・第1回精神包括ケア部会）
8月			●障害者自立支援協議会（第1回こども部会）
9月			
10月	●第2回障害者プラン推進委員会	第6次障害者プラン等の評価について 第8期障害福祉計画等の策定準備について	
11月			●障害者自立支援協議会（第1回権利擁護部会）
12月			
1月	●第3回障害者プラン推進委員会	第8期障害福祉計画等の策定準備について 次年度スケジュールについて	●障害者自立支援協議会 （第2回こども部会・第2回精神包括ケア部会）
2月			●障害者自立支援協議会（第2回地域生活支援拠点部会）
3月			

【令和6年度】 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）

資料5

朝霞市日本手話言語条例第8条に規定する施策の推進方針に基づき、施策を推進してきました。

（令和7年1月1日現在）

事項	推進方針に掲げる施策	実施した具体的な取組み
1 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策	(1)日本手話及び日本手話を使用する者に対する理解を促進するため、講演会を開催する。	・R7.2.2（日）午後2時から4時まで 朝霞市コミュニティセンター ホール テーマ：「デフリンピック」 講師：川俣 郁美（かわまた いくみ）氏（東京2025デフリンピック応援アンバサダー） 矢ヶ部 紋可（やかべ あやか）氏（デフバドミントン選手） ※開催予定
	(2)日本手話がろう者の言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。	・朝霞市日本手話言語条例リーフレット配布
	(3)市の広報紙やホームページなどを活用し、日本手話の普及を行う。	・広報あさかに「日本手話情報コーナー」を継続掲載（平成28年5月号より掲載開始） ・市ホームページに「朝霞市日本手話に係る施策の推進方針」を掲載 ・市ホームページに「朝霞市日本手話言語条例リーフレット」を掲載 ・市ホームページに「NET119緊急通報システムについて」を掲載
	(4)市民が日本手話に親しむことができるよう、日本手話に関する講座や講習会を開催する。	・「あさか学習おとどけ講座」を実施（※要望あれば） ・「手話体験講座」を開講 7月23日、30日、8月6日、20日（火曜日） 全4回 ※小学生以上の市民が対象 申込者23人（うち、受講生20人）修了者16人
2 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策	(1)市主催の各種行事を行う際に手話通訳者を配置するよう努める。	・市主催の各種行事における手話通訳者の配置、ヒアリンググループ（磁気グループ）、要約筆記及び耳マークの適切な設置についての周知を庁内各課へ通知
	(2)市議会の会議の際に必要なに応じて手話通訳者を配置するものとする。	・傍聴者が手話通訳を希望した場合、事前に予約をすることで、本会議及び各常任委員会の場で手話通訳設置が可能（平成31年3月、令和元年6月、12月に傍聴依頼あり） ※令和6年度は現時点で依頼なし
	(3)市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する。	・初級職員・上級職員・主任研修に手話講座を実施（講師協力：朝霞市聴覚障害者協会） ・令和6年11月12日～13日（2日間）「障害者差別解消法」及び「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施（全3回） （講師：差別解消法・障害福祉課職員、朝霞市日本手話言語条例・村城 裕明氏） ・受講者数：280人

	(4)保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が日本手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。	・市内小学校（4年生）を対象とした総合学習において、手話学習を実施（講師協力：朝霞市聴覚障害者協会） 実施小学校：1小、2小、3小、4小、5小、8小、9小、10小
	(5)事業者に対し日本手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。	・朝霞市日本手話言語条例リーフレットを設置する。 （市内公共施設、朝霞警察署、朝霞消防署・分室、朝霞保健所、ハローワーク朝霞、すずらん、みつばすみれ学園、すわ緑風園、あさか向陽園、朝霞市商工会、朝霞県土整備事務所）
	(6)その他	・聴覚に障害のある人（手話が必要な人）へ迅速な情報提供をするため、メールアドレスを登録（任意）し、関連情報についてメール配信開始。 （令和7年1月1日現在34人登録）
3 日本手話を使用することができる環境整備のための施策	(1)日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する。	・平成25年6月 手話通訳者設置開始（対応範囲：庁舎内、保健センターまで） 開始当初は、週5日、午前又は午後の半日体制で対応していたが、平成27年度より週5日、終日（午前9時～午後5時）で対応 ・令和2年度より設置手話通訳者1人増員、開庁時間（午前8時半～午後5時15分）で対応が可能となった。※令和5年度から1人欠員となっておりましたが、R6.1.1から1人増員しました。
	(2)手話通訳者等派遣事務所の体制の整備に努める。	・平成28年4月1日 朝霞市手話通訳者等派遣事務所の専任手話通訳者（一般非常勤）1名を正職員として採用し、専任手話通訳者（正職員）2名体制とした。
	(3)保育園・幼稚園・小学校・中学校において手話が必要な子供及び保護者等に対する支援に努める。	・入学式や卒業式、授業参観や懇談会など、学校行事の際に、手話が必要な保護者がいる場合、主催する学校側が朝霞市手話通訳者等派遣事務所に手話通訳者の派遣依頼を行う。
4 手話通訳者の養成及び確保のための施策	(1)手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。	・令和6年度手話講習会 実施内容（一部予定含む） （昼の部）前期…養成後半（3人受講）、後期…フォローアップ（4人受講） （夜の部）前期…入門（11人受講）、後期…基礎（11人受講） ・朝霞市登録手話通訳者試験…4月実施（合格者0名）、12月実施（合格者1名） ※令和6年8月1日現在、朝霞市登録手話通訳者は9人（令和7年2月から10人予定）
	(2)手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会を提供する。	・朝霞市登録手話通訳者研修：実施回数未定 ・埼玉県 市登録手話通訳者研修：年1回実施
	(3)手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕（けいけんわん）健診を受ける機会を提供する。	・年1回実施（会場：埼玉県浦和合同庁舎及び健康づくり事業団（北本市））

第2章 福祉・こども・健康

